

高速借金危険増殖炉「もんじゅ」

借金と危険を高速に増殖し続けている原発です。

高速増殖炉「もんじゅ」は1960年代に設計された、ナトリウムを冷却剤に使う原発です。ナトリウムは空気に触ると発火し、水をかけると爆発する危険物質です。もんじゅも1995年にナトリウム火災を起こし、2010年の燃料棒落下事故ではナトリウムが発火するため燃料棒一本引き上げるだけで2年の歳月と24億円の費用がかかりました。しかも炉心の内部の損傷状態はナトリウムが不透明なため確認することができず現在もわかりません。もんじゅが20年間かかって出た結果は停止中でも毎日6400万円のお金を使い、棒一本落として引き上げるのに2年の歳月と24億円の費用がかかり、しかも内部の損傷状態を確認することができない保守管理の特性です。こんなもの使い物にならないと思いませんか？？

まさに高速借金危険増殖炉「もんじゅ」。もんじゅの廃炉が遅れば日本は借金が増殖します。そして借金が増えるだけではありません、もんじゅは核爆弾と同じ plutonium を炉心に使い、それを空気で発火するナトリウムで包んでいます（下記イメージ参照）核爆弾を爆発するまで燃やし続けるような「爆発暴走必至型原発」。そして「もんじゅ」が爆発すれば北半球が終わる位の plutonium 汚染と自然破壊が起こります。

もんじゅの開発に関わった原子力機関の元研究者は福島の軽水炉でも事故を起こしたのに、もんじゅが事故を起こさないわけがない、廃炉にすべきだと語っています。

5重の壁で安全と言われた軽水炉原発の現在の姿



もんじゅイメージ



ナトリウム火災から

核暴走へ



核爆弾と同じ高純度 plutonium 炉心を発火性ナトリウムで包んでいる

もんじゅをめぐる動き

1967年 10月 運営主体の動力炉・核燃料開発事業団(動燃)が発足



70年 4月 動燃がもんじゅの候補地として福井県敦賀市白木を選定

82年 5月 福井県知事がもんじゅの建設に同意。閣議了解

7月 原子力安全委員会(当時)が公開ヒアリングを開催①

85年 9月 住民がもんじゅの設置許可の無効確認などを求めて行政・民事訴訟を福井地裁に提起

10月 もんじゅ着工②

87年 12月 もんじゅ訴訟の行政訴訟で福井地裁が原告適格を認めず訴えを却下

91年 5月 試運転開始

92年 9月 もんじゅ訴訟の行政訴訟で最高裁が原告全員の適格を認め、審理を福井地裁に差し戻す

94年 4月 原子炉内で核分裂が連続して起こる「臨界」達成

95年 8月 発送電開始

12月 ナトリウム漏れ事故で停止③

98年 10月 動燃を改組し、核燃料サイクル開発機構(核燃機構)が発足

2000年 3月 もんじゅ訴訟で福井地裁が行政・民事訴訟とも住民側の請求を棄却

02年 12月 ナトリウム漏れ対策などの改造工事を国が許可

03年 1月 国の設置許可を無効とする住民側勝訴の名古屋高裁金沢支部判決。民事訴訟は3月に住民側が取り下げ

05年 5月 最高裁で住民側逆転敗訴の判決

10月 核燃機構と日本原子力研究所が統合し、日本原子力研究開発機構(原子力機構)が発足

10年 5月 14年5ヶ月ぶりに運転再開

8月 運転停止中に燃料交換装置が原子炉内に落下④

12年 11月 約1万件の機器の点検漏れが発覚

13年 5月 原子力規制委員会が事実上の運転禁止命令を正式決定

原子力規制委員会が、もんじゅの敷地内の断層(破碎帯)が活断層かどうかを判断するため、調査団を作り現地調査をすると発表。その後、有識者調査団は「活断層の可能性は低い」とする報告をまとめた⑤

14年 4月 政府がエネルギー基本計画を閣議決定し、もんじゅの存続を容認

15年 9月 機器について重要度分類の間違いが発覚

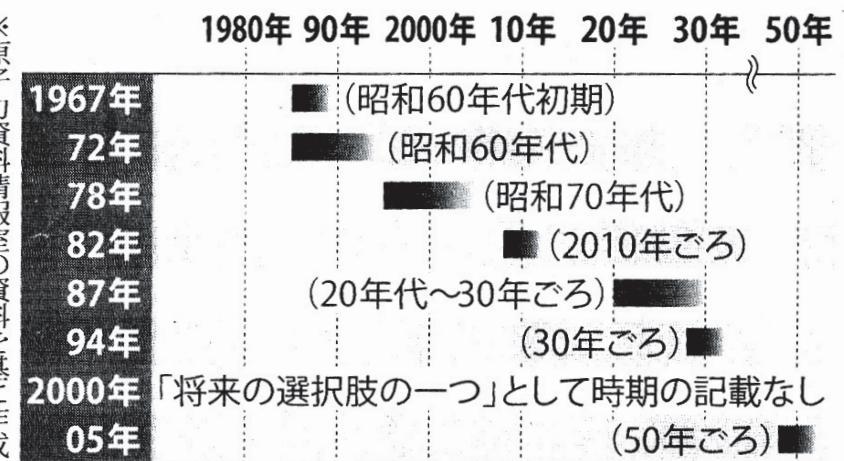
11月 原子力規制委員会が文部科学相に対し、運営主体である原子力機構の交代を求めて勧告



もんじゅは技術的に実現不可能です。

完成時期が65年延期！実現不可能なものを延期と言つてだけ

※原子力資料情報室の資料を基に作成
「原子力長期計画」「原子力政策」が掲げた高速増殖炉の見通し



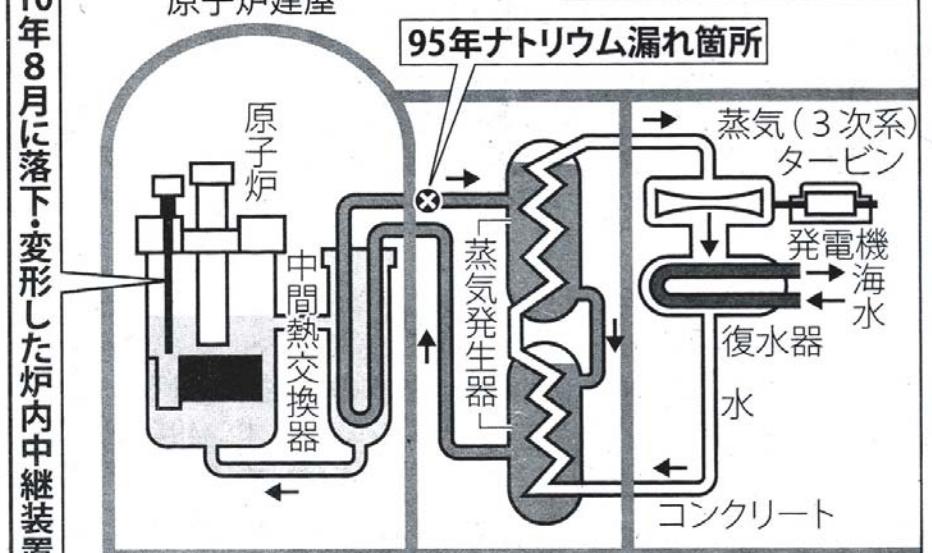
1980年 90年 2000年 10年 20年 30年 50年

延期しながら名称が「高速増殖炉」→「高速炉」→「減容炉」と変わる。

もんじゅの主なトラブル

原子炉建屋

10年8月に落下・変形した炉内中継装置



2012年11月 1万件の点検漏れ発覚！

「形式的なミス」と鈴木篤之理事長安全軽視発言で辞任

2013年5月 原子力規制委員会 運転禁止命令

2013年9月「全機器の点検漏れを完了」と機構報告

2014年4月 新たな点検漏れ発覚、その後も次々と

点検漏れや保安規定違反が続発

規制委「根本から姿勢を改めなければ原子力事業をやっていく資格はない」と批判

2015年9月 機器についての重要度分類間違い発覚

2015年11月13日 原子力規制委員会

原子力機構に代わるもんじゅ運営主体の変更を文科省に勧告

タイムリミットは2016年5月13日までの半年間

危険で無駄なもんじゅを今すぐ廃炉へ